（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十条の七十二」を「第百四十条の七十二の三」に、「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に改める。

第二十二条の二中「第五項まで」を「第四項まで」に、「第七項から第十項まで」を「第六項から第八項まで」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、「居宅要支援者」の下に「（法第八条の二第二項に規定する居宅要支援者をいう。以下同じ。）」を加え、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める。

第二十二条の三を次のように改める。

第二十二条の三　削除

第二十二条の四（見出しを含む。）中「第八条の二第三項」を「第八条の二第二項」に改める。

第二十二条の五（見出しを含む。）中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第二十二条の六（見出しを含む。）中「第八条の二第四項」を「第八条の二第三項」に改める。

第二十二条の七（見出しを含む。）中「第八条の二第五項」を「第八条の二第四項」に改める。

第二十二条の八（見出しを含む。）中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改める。

第二十二条の九（見出しを含む。）中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改める。

第二十二条の十を次のように改める。

第二十二条の十　削除

第二十二条の十一（見出しを含む。）中「第八条の二第八項」を「第八条の二第六項」に改める。

第二十二条の十二（見出しを含む。）中「第八条の二第八項」を「第八条の二第六項」に改める。

第二十二条の十三（見出しを含む。）中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

第二十二条の十四（見出しを含む。）中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

第二十二条の十五（見出しを含む。）中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第二十二条の十六（見出しを含む。）中「第八条の二第十一項」を「第八条の二第九項」に改める。

第二十二条の十七（見出しを含む。）中「第八条の二第十五項」を「第八条の二第十三項」に改める。

第二十二条の十八（見出しを含む。）中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改める。

第二十二条の十九の見出し中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改め、同条中「第八条の二第十六項」を「第八条の二第十四項」に改め、「家事」の下に「（居宅要支援者が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援者の日常生活上必要なものとする。）」を加える。

第二十二条の二十一（見出しを含む。）中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第二十二条の二十二（見出しを含む。）中「第八条の二第十八項」を「第八条の二第十六項」に改める。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（負担割合証の交付等）

第二十八条の二　市町村は、要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対し、様式第一号の二による利用者負担の割合を記載した証（以下「負担割合証」という。）を、有効期限を定めて交付しなければならない。

2　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、遅滞なく、負担割合証を市町村に返還しなければならない。

一　負担割合証に記載された利用者負担の割合が変更されたとき。

二　負担割合証の有効期限に至ったとき。

3　前条の規定は、負担割合証の検認及び更新について準用する。この場合において、同条第二項中「第一号被保険者及び被保険者証の交付を受けている第二号被保険者（以下「被保険者証交付済被保険者」という。）」とあるのは、「要介護被保険者又は居宅要支援被保険者」とする。

4　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　再交付申請の理由

三　被保険者証の番号

5　負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。

6　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。

第二十八条の三　要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、法第四十一条第三項（法第四十二条の二第九項、法第四十八条第七項、法第五十三条第七項及び法第五十四条の二第九項において準用する場合を含む。）の規定により指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）に被保険者証を提示するときは、負担割合証を添えなければならない。

第三十三条第二項中「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第三十八条に次の一項を加える。

3　要支援更新認定の申請であって法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請としてみなされたものに係る要介護認定を行う場合について法第二十八条第一項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第四十条第五項第六号中「第六十九条の三十四」を「第六十九条の三十四第一項及び第二項」に改める。

第五十二条に次の一項を加える。

3　要介護更新認定の申請であって法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請としてみなされたものに係る要支援認定を行う場合について法第三十三条第一項の規定を適用する場合においては、第一項第二号中「六月間」とあるのは「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「二十四月間」と読み替えるものとする。

第五十五条第二項中「「六月間（」とあるのは「「十二月間（」と、「「十二月間」とあるのは「「六月間」と、「「期間（六月間を除く。）」とあるのは「「期間」を「「六月間」とあるのは「「十二月間」と、「十二月間」とあるのは「「二十四月間」」に改める。

第六十三条中「（同項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「被保険者証」の下に「及び負担割合証」を加える。

第六十五条の五の次に次の一条を加える。

（法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者）

第六十五条の六　法第四十二条の三第二項の厚生労働省令で定める者は、住所地特例適用要介護被保険者とする。

第七十条第二項中「第八条の二第十三項」を「第八条の二第十一項」に改める。

第七十三条中「九十分の百」の下に「（法第五十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の百）」を加える。